

# 株式会社 Recamp 宿泊約款

## 【適用範囲】

第1条 弊社が管理する施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 弊社が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## 【宿泊契約の申込み】

第2条 弊社の各宿泊施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当該施設へ申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1による。）
- (4) 連絡先
- (5) その他弊社が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、弊社は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 【宿泊契約の成立等】

第3条 宿泊契約は、インターネット上の予約システムにおいて、宿泊客が前条に基づいて宿泊契約の申し込みをし、予約システムに当該情報が登録され、予約完了画面に予約番号が表示された時点で成立するものとし、

## 【宿泊契約締結の拒否】

第4条 弊社は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力  
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。  
ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 条例の規定に反するとき。

## 【宿泊客の契約解除権】

第5条 宿泊客は、弊社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 弊社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、団体（6サイトまたは30名以上）での解除の場合は別表第3に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3 弊社は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

4 第2項の違約金は、宿泊客が申込時に申告したクレジットカード情報に基づき、当該予約における宿泊客のチェックアウト予定日以降に決済する方法によって支払うものとし、

## 【弊社の契約解除権】

第6条 弊社は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をした

と認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

- イ.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力  
ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき  
ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動又は行為をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他弊社が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (8)火災予防上・騒音防止上・他の宿泊客への迷惑行為防止上など施設の利用ルールに従わないとき、施設管理者の指示に従わないとき。
- (9)その他弊社が宿泊客による宿泊を不相当と認めるとき。

2 弊社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 【宿泊の登録】

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、弊社各施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
  - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍、旅券番号、パスポートのコピー、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他弊社が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第11条に定める料金の支払いを、宿泊クーポン、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 【施設の利用時間】

第8条 弊社の各施設利用時間は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) テントサイト施設宿泊利用の場合 午後1時から利用を終了する日の午後11時まで
  - (2) 建物や常設テント施設施設宿泊利用の場合 午後2時から利用を終了する日の午前10時まで
  - (3) 日帰り利用の場合 午前10時から午後4時まで
- 2 弊社は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に抵触ことがあります。この場合には弊社の定めるところによる追加料金を申し受けます。

## 【利用規則の遵守】

第9条 宿泊客は、弊社各施設内においては、弊社が定めて場内或いは館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 【営業時間】

第10条 弊社の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリ等で御案内いたします。

- (1) 出入り口の門限 午前8時（開場）～午後8時（閉場）
  - (2) 管理棟 午前8時～午後7時
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## 【料金の支払い】

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊客が申込時に申告したクレジットカード情報に基づき、宿泊客がチェックアウトをした時以降に、弊社が決済手続を行うことにより完了するものとし、

3 前項の規定にかかわらず、前項の支払方法が利用できなかった場合で、弊社が認めたときは、第1項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は弊社が認めた宿泊クーポン、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際又は弊社が請求した時、フロント

において行っていただけます。

4 弊社が宿泊客に客室・サイトを提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

#### 【カード決済】

第12条 宿泊客は、弊社に対し、申し込み時に「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を弊社所定の方法により通知するものとします。

#### 【弊社の責任】

第13条 弊社は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その直接かつ事実上生じた通常の範囲の損害を賠償します。ただし、それが弊社の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 弊社は、消防機関から適合通知書を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、傷害保険等に加入しております。

#### 【契約した客室・サイトの提供ができないときの取扱い】

第14条 弊社は、宿泊客に契約した客室・サイトを提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 弊社は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、弊社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### 【寄託物等の取扱い】

第15条 弊社は原則として物品又は現金並びに貴重品の受託サービスを行いません。

2 前項の規定にかかわらず、弊社が受託サービスを提供する場合で、宿泊客が当キャンプ場にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、弊社は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品等の高価品については、弊社がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、弊社に故意又は重大な過失がある場合を除き、弊社は15万円を限度としてその損害を賠償します。

3 宿泊客が、弊社施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じても弊社施設の故意又は過失がない限り、弊社は責任を負いかねます。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかった高価品については、弊社に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として弊社はその損害を賠償します。

#### 【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って弊社各施設に到着した場合は、その到着前に弊社が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が弊社施設・場内に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、弊社は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、適切な方法をもって処分します。ただし、生鮮品等安全が確保できないものについては、発見日の翌日に廃棄します。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての弊社の責任は、第1項の場合にあっては前条第2項の規定に、前項の場合にあっては同条第3項の規定に準じるものとします。

#### 【駐車場の責任】

第17条 宿泊客が弊社各施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、弊社は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

#### 【宿泊客の責任】

第18条 宿泊客の故意又は過失により弊社が損害を被ったときは、当該宿泊客は弊社に対し、その損害を賠償していただけます。

#### 【本約款の変更】

第19条 弊社は、民法第548条の4の規定により本約款の変更をすることができます。本約款を変更する場合、弊社はその2か月以上前に弊社の本店及び支店並びに弊社のウェブサイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を告知します。

#### 別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第11条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1)基本宿泊料（建物料金・サイト料金・常設テント料金）
		(2)ベット料金
	その他料金	(1)追加料金（人数追加等）、レンタル品料金
		(2)食材料金、物販商品料金、イベント参加料他
税金	(1)消費税	
	(2)宿泊税	

※上記は弊社の変動制料金体系に基づく。

#### 【備考】

- 基本宿泊料・その他料金については弊社ホームページ上の予約システムに掲載する料金によります。
- 宿泊料にかかる子どもについては未就学児無料、小学生以上を1人として宿泊人数にカウントします。
- 税法が改定された場合は、その改定された規定によるものとします。

#### 別表第2 違約金(第5条第2項関係)

宿泊予約 キャンセル	当日 18:01以降 または無連絡	当日 18:00まで	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前
	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%

※午前 0:00 を起点とする

食材予約 キャンセル	3日前から当日	7日前から4日前
	100%	50%

(注) %は、基本宿泊料（税抜）、或いは食材料金（税抜）に対する違約金の比率です。

#### 別表第3 違約金(第5条第2項関係)【団体(6サイトまたは30名以上)】

#### ◆貸切団体（一部エリア貸切または全体貸切）

宿泊予約 キャンセル	20日前～ 当日（不泊）	30日～ 21日前まで	2ヵ月～ 1ヶ月前まで	3ヵ月～ 2ヶ月前まで	3ヵ月同日の 前日まで
	100%	50%	30%	10%	無料

#### ◆一般団体（6サイトまたは30名以上）

宿泊予約 (全体) キャンセル	2日前～ 当日（不泊）	14日～ 3日前まで	21日～ 15日前まで	1ヵ月～ 22日前まで	1ヵ月同日の 前日まで
	100%	50%	30%	10%	無料

宿泊予約 (一部) キャンセル	2日前～ 当日（不泊）	7日～ 3日前まで	14日～ 8日前まで	21日～ 15日前まで	22日前まで
	100%	50%	30%	10%	無料

(注) %は、基本宿泊料（税抜）に対する違約金の比率です。